

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成8年10月17日

住所 賀茂郡黒瀬町大字津江イラスケ1845番地

氏名 光陽建設株式会社 代表取締役 中本真志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

広島県東広島保健所長 近末文彦



許可の年月日	平成8年10月17日	許可番号	第A05018号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類 焼却施設 処理する産業廃棄物の種類 木くず及び紙くず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白		
設置場所	賀茂郡黒瀬町大字津江イラスケ1846番地		
処理能力	45 t/日（10時間稼働）		
許可の条件			
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		